

## ○たから地域振興事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 たからまちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、市民の創意と工夫による魅力ある地域づくりを推進するため、市民自らが主体となって取り組む地域振興事業に対し、たから地域振興事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、協議会の会員が自主的、主体的に取り組む地域づくり事業であって、次の各号に掲げる公益性の高い事業とする。ただし、高山市等が定める他の補助制度等に該当する事業は対象としない。

- (1) 安全・安心で住みよいまちづくりに関する事業(安全・安心・環境)
- (2) みんなで将来の夢が語れるまちづくりに関する事業(教育・文化)
- (3) 高齢者が生き生きと暮らし、子どもの声が聞こえるまちづくりに関する事業  
(福祉・子育て・コミュニティ)
- (4) これからもずっとここに住んでもらえるまちづくりに関する事業  
(農林畜水産業・商工観光業)
- (5) 会長が特に必要と認める事業

### (対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、協議会の事業部会に登録した部会員とする。

### (対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要した経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 部会員の事務所その他施設等に係る維持管理経費
- (2) 部会員の経常的な活動に係る経費

### (補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内で会長が定める額とする。

原則上限 50 万円

- ・申請書の原則 70%を補助する(内容確認)
- ・工事の外注費は原則 70%補助する(内容確認)
- ・工事の材料費は原則 100%補助する(内容確認)

その他については理事会について決定する。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとするものは、たから地域振興事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に關係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 7 条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容が適正であるか審査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、速やかに決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「申請者」という。)は、事業終了後 30 日を経過した日又は 3 月末日のいずれか早い日までに、たから地域振興事業補助金実績報告書(別記様式第 2 号)に關係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(変更の協議)

第 9 条 補助対象経費等の変更により補助金額の増額、履行期間の延長等が生ずる場合にあっては、申請者はたから地域振興事業補助金変更協議書(別記様式第 3 号)を会長に提出するとともに協議し、承認を得なければならない。ただし、補助金の増額は、当初の交付決定額の 2 割以内とする。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 会長は、補助金の交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の目的又は用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、条例又は規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成 27 年 4 月 14 日決裁)

この要綱は、平成 27 年 4 月 14 日から施行する。

平成 28 年 10 月 27 日改正